令和８年 11 月 13 日

二段階審査方式（公募型プロポーザル）による夢洲第２期区域開発事業者募集　実施要領（別添資料）　新旧対照表

別添資料名	変更前	変更後
土地売買契約書（案）	**（契約不適合責任）** 第９条 ４　前３項の定めにかかわらず、物件調書に記載のない地中埋設物（コンクリート等）が判明し、かつ、その地中埋設物により施工方法の大幅な変更を余儀なくされるなど、甲が必要と認める場合は、その処置及び費用の負担について、甲乙協議して定めることができるものとする。	［削除］
	［新設］	**（地中障害物）** 第２９条　乙は、本件土地の地中に関して、甲が乙に告知する書面（物件調書等）に記載のないコンクリート等の地中障害物が埋存する可能性があることを承知のうえ本契約を締結する。 ２　乙が、本件土地に、甲が承認する土地利用計画等に基づく建物及び工作物の建設工事等を実施するに当たり、第１項に定める地中障害物の存在により通常の建設工事等に比して建設費用が増加し、又は増加するおそれがあり、かつ、甲が別に定める取扱方針の定めるところによる補償を希望するときは、事前に甲に協議を申し入れることができる。 ３　前項の協議の結果、取扱方針に基づき甲が認める場合には、補償するものとする。
	（費用負担） 第２９条　本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。	**（費用負担）** 第３０条　（略）
	（疑義の決定） 第３０条　この契約書に定めのない事項については、地方自治法、同施行令（昭和 22 年政令第 16 号）及び大阪市契約規則（昭和 39 年大阪市規則第 18 号）等を含めた不動産取引に関連する諸法令に従うものとし、その他は甲乙協議して定めるものとする。	**（疑義の決定）** 第３１条　（略）
	（裁判管轄） 第３１条　本契約に関する訴えに係る第一審の専属的合意管轄裁判所は、甲の事務所の所在地を管轄する大阪地方裁判所とする。	**（裁判管轄）** 第３２条　（略）

※　標準契約書の見直しに伴って、本公募における地中障害物について規定整理を実施するものです。